

2 供用開始する期日 平成14年11月27日

熊本県告示第924号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成14年11月27日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年11月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	宇土郡不知火町大字高良字下り松 1924番2地先から 同 所 同 字 2012番地先まで	260.0	国交安

2 供用開始する期日 平成14年11月27日

熊本県告示第925号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成14年11月27日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年11月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	梶屋 多良木線	球磨郡多良木町大字黒肥地 7351番地先から 同 所 同 字 7350番地先まで	34.7	迂回路 供用開始

2 供用開始する期日 平成14年11月27日

熊本県告示第926号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成14年11月27日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年11月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北球磨線	葦北郡芦北町大字佐敷字山崎 363番4地先から 同 所 字浜田 413番1地先まで	602.6	県道編入 部供用開始